東京大学経済学部規則

昭和２７年７月８日
評議会可決
沿革

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）中、各学部において定めることとされている事項に関して規定することを目的とする。

２　東京大学経済学部（以下「学部」という。）における学科目、試験、進学、入学、届出、卒業等に関しては、学部において特例又は別段の規定を置く場合のほか、すべてこの規則によるものとする。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本学部は、経済学・経営学の多様な分野に関する理論的・実証的な学説・知識を体系的に講義するとともに、演習などで個別研究を行う機会を提供することによって、国際的な視野に立って実業界・官界・学界などで活躍する人材を養成することを目的とする。

２　各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（学科の設置）

第２条　経済学部に、次の３学科を置く。

経済学科
経営学科
金融学科

（学科に対する所属）

第３条　学生の学科に対する所属は、進入学時における本人の志望による。ただし、進入学後において他の学科を志望する場合は、学部の指定する期間内に所定の様式を提出し、学部の許可を得て、次の学年の初めに転学科することができる。

（長期履修学生制度）

第４条　学部通則第２条第２項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第２章　学科目

（科目の区分・名称・単位数）

第５条　学生の履修すべき科目を専門科目と選択科目に区分する。

２　科目の名称・単位数は、別表をもつて定める。ただし、単位数については学年により変更することがある。

３　各学期に開講する科目は、毎学年の初めに開講科目表により発表する。

（卒業論文・単位数）

第５条の２　学生は、前条に定める科目のほか、卒業論文を提出し、審査に合格した場合は、授業科目の一部に代えて４単位を取得することができる。

２　卒業論文の提出手続き等については、別に定める。

（他学部等の科目）

第６条　前２条に定めるもののほか、学生は、他学部の科目及びグローバル教養科目群（学部通則第１５条第３項に規定するグローバル教養科目群をいう。以下同じ。）の科目を履修することができる。

（単位）

第７条　授業は、１５時間の授業時間をもつて１単位とする。

第８条　削除

（履修科目の届出）

第９条　学生は、学部の指定する期間内に、所定の様式により当該学年において履修しようとする科目を届出なければならない。履修科目の変更、取消しについてもこれに準ずる。

第３章　試験

（定期試験）

第１０条　定期試験は、各学期の終わりに、その学期に授業が終了した科目について行なう。

２　定期試験の追試験は原則として行なわない。

第１１条　削除

（臨時試験）

第１２条　第１０条に定めるもののほか、学部の特に指定する科目については、臨時の試験を行なうことがある。

第１３条　削除

（試験を行なう教員）

第１４条　試験は、当該科目の授業を担当した教員が行なう。ただし、当該教員が退職した場合又は当該教員に支障のある場合には、経済学部長の指名する教員が行なう。

（試験の評点）

第１５条　試験成績の評点及びその順位は、次のとおりとする。

(1)　優上　合格

(2)　優　　合格

(3)　良　　合格

(4)　可　　合格

(5)　不可　不合格

２　学部通則第１４条の２及び第１４条の３の定めるところにより、外国の大学において履修した科目にかかる試験成績の評点については、前項の例によるほか、合格又は不合格

の評点によることができる。
３　前２項の評点は、成績表に記載してこれを本人に通知する。
（試験によらない採点）
第１６条　選択科目及び特に学部の指定する科目については、試験を行なうことなく、平常の成績又はレポート等により採点することがある。
第４章　進学及び入学
（進学の要件）
第１７条　東京大学教養学部（以下「教養学部」という。）に所定の期間在学し学部に進学する学生は、進学に必要な科目を履修してその試験に合格しなければならない。
（進学者の定員）
第１８条　教養学部より学部に進学させる定員（以下「定員」という。）は、毎年学部において決定し、これを発表する。第２０条により進学又は入学させる場合もこれに準ずる。
第１９条　削除
（学士入学）
第２０条　学部の定めるところにより、次の各号の１に該当する者のうちより定員外として、若干名を限り入学させることがある。
(1)　学部の１の学科を卒業し、他の学科に入学を志願する者
(2)　他の学部を卒業し、学部に入学を志願する者
(3)　他の修業年限４年の大学の学部を卒業し、学部に入学を志願する者
（学士入学者の選抜方法）
第２１条　前条の規定により入学させる者（以下「学士入学者」という。）の選抜方法については、別に定める。
（学士入学者の在学期間）
第２２条　学士入学者の在学期間は、次のとおりとする。
第２０条第１号に該当する者については　１年以上２年以内（休学期間を除く。）
第２０条第２号又は第３号に該当する者については　２年以上４年以内（休学期間を除く。）
（学士入学者の休学期間）
第２３条　学士入学者の休学期間は、次の期間をこえることができない。
第２０条第１号に該当する者については　１年
第２０条第２号又は第３号に該当する者については　２年
（学士入学者の履修科目）
第２４条　学士入学者の履修科目は、学部において特に定める場合のほか、一般進学者と同様とする。
（再入学）
第２５条　学部を退学し、再び入学を志願する者については、審査の上、これを許可するこ

とがある。

２　前項により再入学をした学生（以下「再入学者」という。）は、退学前に所属した学科に所属し、その在学期間は、退学前の在学期間と通算する。

３　再入学者の履修科目については、すでに学部において履修し、その試験に合格した科目は既得の単位とみなす。

４　退学を命ぜられた者が、その後再入学を許可された場合には、前２項の規定を準用する。

（復学）

第２６条　休学中の学生が復学をした場合若しくは停学を命ぜられた学生が復学を許可された場合については、前条第２項及び第３項を準用する。

（聴講生及び研究生）

第２７条　聴講生及び研究生については、学部通則によるのほか、その取扱いの細目については、学部において別に定める。

（進学、入学等の手続）

第２８条　学生は、学部に進学又は入学する際学部の指定する期間内に所定の手続きをとらなければならない。

２　聴講生及び研究生については、前項の規定を準用する。

第５章　届出並びに告知

（所定事項の届出）

第２９条　学生は、学部所定の事項については、所定の様式をもつて届出なければならない。

（告知）

第３０条　学生に対する告知は、掲示をもつて行なう。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

２　学生は、学部若しくは教員より告知を受けた事項については、直ちに処置することを要する。

第６章　卒業その他

（卒業の資格）

第３１条　学部通則第２６条及び第２７条の定めるところにより、学部を卒業して学士（経済学）の学位を得るためには、学部通則の定める在学期間中に、別表に定める専門科目、選択科目、教職課程選択科目、第５条の２に定める卒業論文、第６条に定める他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目の中から８０単位以上を取得しなければならない。

なお、この場合次に掲げる科目を履修し、単位を取得しなければならない。

(1)　経済学科

（イ）　別表に掲げる専門科目１のうち２０単位以上。

（ロ）　別表の専門科目２に掲げる各科目のうち１８単位以上。

(2)　経営学科

（イ）　別表に掲げる専門科目１のうち２０単位以上。

（ロ）　別表の専門科目３に掲げる各科目のうち１８単位以上。

(3)　金融学科

（イ）　別表に掲げる専門科目１のうち２０単位以上。

（ロ）　別表の専門科目４に掲げる各科目のうち１８単位以上。

２　演習については、一学年につき８単位、在学期間中に１６単位を超えて取得することはできない。この場合において、同一教員による演習は、８単位を超えて取得することはできない。

３　プロアクティブ・ラーニング・セミナー（以下「セミナー」という。）については、在学期間中に４単位を超えて取得することはできない。

４　第５条の２により取得した卒業論文の単位は、卒業に必要な単位に算入することができる。

５　教職課程選択科目、他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目については、合わせて１４単位まで卒業に必要な単位に算入することができる。

（本学士入学者の卒業資格）

第３２条　第２０条第１号に該当する学士入学者の卒業資格は次のとおりとする。

(1)　専門科目、選択科目、教職課程選択科目、第５条の２に定める卒業論文、第６条に定める他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目の中から３０単位以上を取得すること。この場合、すでに学部において履修し、その試験に合格した科目の取得単位は含まないものとする。なお、演習については、在学期間中に８単位まで、セミナーについては、在学期間中に４単位まで取得することができる。教職課程選択科目、他学部の科目及びグローバル教養科目群の科目については、合わせて８単位まで卒業に必要な単位に算入することができる。

(2)　すでに学部において取得した単位を含めて、前条第１項第１号の（ロ）、同項第２号の（ロ）又は同項第３号の（ロ）の学科別必要履修単位の条件をみたすこと。

（卒業要件の認定）

第３３条　学部通則第２６条に定める卒業要件の認定は、学部において行なう。

（施行の細目）

第３４条　この規則施行の細目については、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成３年４月１日から施行する。

２　平成３年３月３１日以前の進入学者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成３年４月１日から施行する。

２　平成２年度に基本科目を履修した者のうち単位未取得者は、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。
２　平成９年３月３１日以前の進入学者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年１１月２２日から施行し、この規則による改正後の東京大学経済学部規則の規定は、平成１７年４月１日から適用とする。

附　則

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年１０月３１日から施行し、改正後の東京大学経済学部規則の規定は、平成２４年１０月１日から適用とする。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
２　平成３０年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学経済学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、令和５年９月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学経済学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

沿革

東京大学経済学部規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第１章　学部

沿革情報

◆昭和２７年０７月０８日　　評議会可決
◇昭和３３年０３月１８日
◇昭和３５年０２月１６日
◇昭和３６年１２月１９日
◇昭和３８年０６月１８日
◇昭和３９年０２月１８日
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４７年１１月２１日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５６年０５月１７日
◇昭和５７年０４月０１日
◇昭和６１年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０５年０４月２０日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１２年０３月２１日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１７年０２月０９日
◇平成１８年１１月２２日

◇平成１９年０２月２０日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２１年０２月２５日
◇平成２２年０３月０８日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年１０月３１日
◇平成２６年０１月２１日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成３０年０３月１５日
◇令和０２年０１月２２日
◇令和０５年０９月２５日
◇令和０７年０１月２８日